

授業料減免の継続願 兼 学費納入期限延長申請

(大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書)

(西暦) 年 月 日

デジタルハリウッド大学 学長 殿

私は貴学に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の継続を申請します。
授業料等の納入について、適格認定の結果が定まる月の翌月末迄に納入期限を延長することを申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

- ◆ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校において減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
- ◆ 授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）を通じ、デジタルハリウッド大学が機構の保有する私の給付型奨学金に関する情報の送付を受けること及び機構がデジタルハリウッド大学の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。

※右上の年月日、および以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。

申請者	フリガナ		学籍番号	
	氏名			
	生年月日	(西暦) 年 月 日生 (歳)		
	現住所	〒 都道府県 市区町村		
	所属学部・学科等	デジタルコミュニケーション学部 デジタルコンテンツ学科	入学	年 月 入学
	学年	昼間・夜間・通信の別	■昼（昼夜開講を含む） □夜 □通信	
	日本学生支援機構の給付型奨学金に関する情報			
	給付奨学金の奨学生番号			
学費納入期限の延長について (特に申告がない限り、この書面をもって左記の取扱いになります。)		納入期限は、原則、適格認定・学費納入案内通知の翌月末になります。 前期の目安：通知や案内が5月の場合、納入期限は6月末 後期の目安：通知や案内が10月の場合、納入期限は11月末		

※ 日本学生支援機構の給付型奨学金を併せて受けていただくことが基本です。「日本学生支援機構の給付型奨学金に関する情報」の欄を記入できない場合は、別紙を必ず提出してください。

※ 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。

※ 給付型奨学金を受給しておらず、「機構の給付型奨学金に関する情報」の欄を記入できない場合は、(別紙1)の提出(年1回)が必要です。家計急変による事由の場合は、(別紙1)に代えて(別紙2)の提出が必要です。(給付型奨学金をあわせて受給している場合は、別紙1、2の提出は不要です。)